



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
5 月 20 日
第 615 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次 （※印は、県例規集に登載するもの）

○ 告 示	
救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項に規定する救急病院（医療政策課）	1
滋賀県立長寿社会福祉センター福祉用具改造および製作手数料の徴収事務の委託（健康しが推進課）	1
○ 公 告	
国土調査の成果の認証公告（用地事業支援課）	2
公共測量終了公告（用地事業支援課）	2
建築士法に基づく監督処分公告（建築課）	2
委託の相手方の決定公告（びわこボートレース局）	2
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 廃止の届出（南部）	3
○ 人 事 委 員 会 規 則	
※給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	3
※職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	3
※職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	4
※職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	7
○ 公 安 委 員 会 公 告	
警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告（生活安全企画課）	7
○ 病 院 事 業 庁 規 程	
※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正	9

告 示

滋賀県告示第198号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和 7 年 5 月 20 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

医 療 機 関 の 名 称	開 設 者	所 在 地	認 定 期 限
東近江市立能登川病院	東近江市	東近江市猪子町191番地	令和10. 5 . 25
医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院	医療法人弘英会	大津市真野五丁目 1 番29号	令和10. 6 . 1

滋賀県告示第199号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第12号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県立長寿社会福祉センター福祉用具改造および製作手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 5 月 20 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 委託の相手方 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 草津市笠山七丁目8番138号
- 2 委託事務の内容 滋賀県立長寿社会福祉センター福祉用具改造および製作手数料の徴収事務
- 3 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

公 告

国土調査の成果の認証公告

野洲市入町(山2)地区における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年5月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 野洲市
- 2 調査を行った時期 令和2年11月から令和5年1月まで
- 3 成果の名称 野洲市入町(山2)地区の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 野洲市入町(山2)地区
- 5 認証年月日 令和7年5月12日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年5月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の終了日 令和7年3月31日

建築士法に基づく監督処分公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定により次のとおり監督処分を行ったので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により公告する。

令和7年5月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 監督処分をした年月日 令和7年5月13日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所の名称および所在地 一級建築士事務所株式会社ビルディング・コンサルタントワイズ 大津市におの浜三丁目4番48号
開設者の氏名(法人の場合にあっては、名称および代表者の氏名) 山本勝義
一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の別 一級建築士事務所
登録番号 滋賀県知事登録(チ)第1036号
- 3 監督処分の内容 開設者に対する戒告
- 4 監督処分の原因となった事実 一級建築士事務所株式会社ビルディング・コンサルタントワイズに属する建築士である二級建築士星田哲平は、建築士法第10条第1項の規定に基づき、令和7年3月17日付けで福岡県知事から業務の停止処分がなされた。このことは、建築士法第26条第2項第5号に該当する。

委託の相手方の決定公告

モーターボート競走に係る電話投票事務に関する契約の相手方を次のとおり決定したので、モーターボート競走法施行規則(昭和26年運輸省令第59号)第2条第3項の規定により公告する。

令和7年5月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部びわこボートレース局 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122

- 2 契約の相手方の氏名および住所 一般財団法人 B O A T R A C E 振興会 東京都港区六本木五丁目16番 7 号
- 3 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで
- 4 契約金額 電話投票売上の額の2. 75パーセント相当額に消費税および地方消費税の額を加えた額

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次の者から廃止の届出があった。

令和 7 年 5 月20日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川 上 寿 一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ユースタイルケア滋賀 重度訪問介護	草津市大路 2－13－27	ユースタイル ラボラトリー 株式会社	東京都中野区 中央 1－35－6 レッチフィール ド中野坂上ビル 6 F	居宅介護 重度訪問介護	2510601012	令和 7. 5. 31

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月20日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第17号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年滋賀県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 3 号中「栄養士」の右に「および管理栄養士」を加え、同条第 4 号中「および診療エックス線技師」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月20日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第18号

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年滋賀県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 医療職給料表級別資格基準表その 2 医療職給料表(2)級別資格基準表の表栄養士の項中

「

栄 養 士

」を「

栄 養 士 管理栄養士

」に改め、同表診療エックス線技師の項を削り、同表歯科衛生士の項および歯科技工士の項を次のように改める。

歯科衛生士	大学卒			5	3	別に定める。
			0	5	8	
	短大3卒		1	5	別に定める。	別に定める。
		0	1	6		
	短大2卒		2.5	5	別に定める。	別に定める。
		0	2.5	8		
	高校専攻科卒		4	5	別に定める。	別に定める。
		0	4	9		
歯科技工士	大学卒			5	3	別に定める。
			0	5	8	
	短大3卒		1	5	別に定める。	別に定める。
		0	1	6		
	短大2卒		2.5	5	別に定める。	別に定める。
		0	2.5	8		

別表第1の4医療職給料表級別資格基準表その2医療職給料表(2)級別資格基準表の表備考第1項中「栄養士」の右に「、管理栄養士」を加え、「、診療エックス線技師」を削り、同項の表診療放射線技師の項中「診療エックス線技師の業務等」を削り、同表診療エックス線技師の項を削る。

別表第5の4医療職給料表初任給基準表その2医療職給料表(2)初任給基準表の表栄養士の項中「

栄 養 士

」を「

栄 養 士 管理栄養士

」に改め、同表診療エックス線

技師の項を削り、同表歯科衛生士の項および歯科技工士の項を次のように改める。

歯科衛生士	大学卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
	短大2卒	1級15号給
	高校専攻科卒	1級11号給
歯科技工士	大学卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
	短大2卒	1級15号給

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月20日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第19号

職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則

職員の級別職務に関する規則（昭和61年滋賀県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「、診療エツクス線技師」を削る。

別表 4 医療職給料表イ医療職給料表(2)の表知事の事務部局の部中

「 ※栄養士
※歯科衛生
士

を

「 ※栄養士
※管理栄養
士
※歯科衛生
士

に改

め、同表教育委員会の部中

「 ※栄養士

を

「 ※栄養士
※管理栄養
士

に改め、同表警察の部を次のように改める。

警察	警察学校	栄養士 管理栄養士	※栄養士 ※管理栄養士	※栄養士 ※管理栄養士						
----	------	--------------	----------------	----------------	--	--	--	--	--	--

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月20日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第20号

職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給料の調整額に関する規則（昭和54年滋賀県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 淡海学園近江学園の項中「、常時」を「または常時」に、「栄養士または」を「栄養士、管理栄養士もしくは」に改め、同表特別支援学校の項中「栄養士」の右に「もしくは管理栄養士」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 公 告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習・追加取得講習）を次のとおり実施する。

令和7年5月20日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分および定員

ア 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。） 30人

イ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。） 10人

※ 定員は、新規取得講習と追加取得講習を合わせた人数である。

(2) 種別および講習日時

ア 新規取得講習

(イ) 2号警備業務 令和7年7月3日(木)から同月10日(木)まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(ロ) 4号警備業務 令和7年7月3日(木)から同月9日(水)まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までおよび同月10日(木)の午前9時から正午まで

イ 追加取得講習

(イ) 2号警備業務 令和7年7月9日(水)および同月10日(木)の午前9時から午後5時まで

(ロ) 4号警備業務 令和7年7月9日(水)の午前9時から午後5時までおよび同月10日(木)の午前9時から正午まで

2 修了考査

(1) 新規取得講習

ア 2号警備業務 令和7年7月11日(金)午前9時10分から100分間

イ 4号警備業務 令和7年7月10日(木)午後1時15分から100分間

(2) 追加取得講習

ア 2号警備業務 令和7年7月11日(金)午前9時10分から35分間

イ 4号警備業務 令和7年7月10日(木)午後1時15分から35分間

3 講習場所 大津市打出浜1番6号 大津市勤労福祉センター

4 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第5条および第6条に規定する講習事項

5 受講対象者

(1) 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 最近5年間に、受講しようとする講習の警備業務の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。
- ア 最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に合格した者
- オ 旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 6 受付期間 令和7年5月26日(月)から同年6月3日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)とする。ただし、定員に達し次第、受付を締め切る。
- 7 申込場所 滋賀県内の最寄りの警察署
- 8 申込方法 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書1通に、次の(1)または(2)に掲げる書類を添付して申込場所に提出すること。
- (1) 新規取得講習の場合
- ア 5(1)アに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)および履歴書
- イ 5(1)イに該当する者については、1級検定の合格証明書の写し
- ウ 5(1)ウに該当する者については、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書
- エ 5(1)エに該当する者については、旧1級検定の合格証の写し
- オ 5(1)オに該当する者については、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習の場合
- ア 5(2)アに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書
- イ 5(2)イに該当する者については、資格者証等の写しおよび1級検定の合格証明書の写し
- ウ 5(2)ウに該当する者については、資格者証等の写し、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書
- エ 5(2)エに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧1級検定の合格証の写し
- オ 5(2)オに該当する者については、資格者証等の写し、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書
- 9 受講料 申込時に次の額の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。なお、納付した受講料は、申込受理後は、申込みを取り消した場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。
- (1) 新規取得講習
- ア 2号警備業務 38,000円
- イ 4号警備業務 34,000円
- (2) 追加取得講習
- ア 2号警備業務 14,000円
- イ 4号警備業務 10,000円
- 10 携行品 筆記具および警備業関係法令集等を持参すること。
- 11 集合時間等 集合時間等の詳細は、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。
- 12 実施委託 この講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。

- 13 問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 077-522-1231（代表））または滋賀県内に所在する警察署の生活安全課もしくは生活安全刑事課
- 14 その他 天災その他不可抗力の事態により、講習日、講習時間、場所等を変更し、または講習を中止する可能性があるので、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第 8 号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号）の一部を次のように改正する。
令和 7 年 5 月 20 日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

別表第 3 イ医療職給料表②の表注中「栄養士」の右に「、管理栄養士」を加える。

付 則

この規程は、令和 7 年 5 月 20 日から施行する。

